

公益財団法人佐藤国際文化育英財団
令和3年度 本邦学生及び外国人奨学生募集要項

公益財団法人佐藤国際文化育英財団は、美術館の設置、美術を専攻する国内外の留学生の育英・奨学、美術を通じた国際交流による相互理解の促進に貢献することを目的として設立、奨学事業は、1991年度（平成3年）に発足しました。

現在は、第30回生10名に対し奨学金が支給されております。

本年度は第31回生として、次の要項により奨学生を募集致します。

募集要項

1. 募集予定人員 10名

2. 応募資格

(1) 当財団の指定する大学の国内外の学生で、学部（3年生以上）又は大学院に正規生として在学中で、日本画及び油絵（版画を含む）を専攻中の者。

* 1年目終了時点で、卒業又は修了の場合2年目の奨学金支給はありません。ただし、同じ大学内で進学した場合は2年目の奨学金支給を行います。（他大学への進学の場合、奨学金支給は1年で終了となります）

(2) 学業、人物ともに優秀であり、かつ健康である者。

(3) 学資の支弁が困難と認められる者。

(4) 例会等、当財団が指定する行事に毎回出席出来る者。

(5) 奨学金の研究成果発表として開催される「奨学生美術展」への平面作品の出品及び付帯イベントに出席出来る者。

(6) 年齢は、原則として35歳未満の者。（令和3年3月31日現在）

(7) 過去に当財団奨学金支給を受けていない者。（1年間支給を含む）

(8) 当奨学金は他奨学金との重複受給が可能です。現在受給中又は申請中の他団体奨学金規定が重複受給を認めている者。

3. 奨学金及び奨学金支給期間

(1) 月額 3万円

(2) 2021年4月より3ヶ月毎支給

(3) 支給期間は2021年4月から2年間とする。

4. 応募締切日 2021年5月7日（金）必着とする。

5. 選考及び決定

- (1) 奨学生は当財団選考委員会に諮り選考の上決定する。
- (2) 選考結果は2021年6月下旬迄に大学長及び本人宛に通知する。

※選考結果を大学長及び応募者本人宛に通知いたしますので、

応募後に現住所が変更になった場合は必ず財団事務局までご連絡をお願いします。

6. 応募書類

- (1) 願書[様式第1号]推薦書（学長）
- (2) 願書[様式第2号]推薦状（指導教員）
- (3) 願書[様式第3号]願書I（応募者本人記入）
- (4) 願書[様式第4号]願書II（応募者本人記入）
- (5) 在学証明書（2021年4月以降に発行されたもの）
- (6) 2020年度（令和2年度）成績証明書

*大学院受験又は社会人入学等で上記証明書が用意出来ない場合、その理由を添えて直近の成績証明書を提出してください。

(7) 作品写真

3点以上10点以下にまとめ、クリップ留め。

規定数以上を提出の場合、超過分を事務局で選考前に破棄させていただきます。

サイズ：A4の台紙とし、基本的に台紙1枚につき1作品としてください。

作品画像：2L程度（127×178mm）カラーとする。

作品データ他：作品画像の下部に次の①～⑨を明記してください。

①氏名 ②大学名 ③学年 ④専攻 ⑤作品名 ⑥制作年 ⑦素材 ⑧サイズ ⑨備考

*作成方法は台紙に手書き+写真貼付、プリンターによる画像+テキストの一括出力どちらでも構いません。

(8) 現在の研究テーマ

作品制作における目標等を400字詰め原稿用紙2～5枚程度にまとめてください。

ワープロソフト等を使用して作成の場合、20×20字の書式でプリントしてください。

用紙の大きさは問いません。最初のページに名前・大学名を必ず明記してください。

またページ数を余白に明記してください。

(9) 在留カード両面の写し（外国人留学生のみ）

<備考>

- ① 必要に応じ(7)以外の作品写真の提出を求めることがあります。
- ② 応募書類一式は採否にかかわらず返却しません。作品写真などは必ず控えを取ってください。
- ③ 面接を行うこともありますので、連絡先は必ず記入してください。また選考結果の発送(6月下旬予定)までに引っ越しなどで現住所が変更になった場合、必ず新しい現住所をお知らせください。
- ④ 願書は記入もれのないようにしてください。
- ⑤ 採用者には後日「健康診断書」の提出をお願いします。

7. 奨学生の休止、停止及び期間の短縮

- (1) 奨学生が休学し、又は長期間にわたって欠席したときは、奨学生の支給を休止することがある。
- (2) 奨学生の学業又は品行等の状況により、奨学生としての適正を欠くときは、奨学生の支給を停止し、又は支給期間を短縮することがある。
- (3) (1)又は(2)により奨学生の支給を休止もしくは停止され、又は期間を短縮された者について、その理由が止んだと認めたときは、奨学生の支給を復活することがある。

8. 支給の打切り

奨学生が次の(1)から(4)までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学生の支給を打ち切ることがある。

- (1) 願書の記載する項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学において懲戒処分を受け、又は成業の見込みがないと判断されたとき。
- (3) 他の国への留学又は退学をしたとき。
- (4) その他奨学生としての資格を失ったとき。

9. 転学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学生の支給を辞退したものとみなす。

10. 返納

奨学生の支給後において、8の(1), (2)又は9の事由が生じていたことが判明したときは、すでに支給した奨学生の全額又は一部を返納させることがある。

11. 報告書の提出

奨学生は当財団から照会があったときは、学習の状況について速やかに報告しなければならない。

応募書類の送付先及び問合せ先

公益財団法人佐藤国際文化育英財団 事務局

〒160-0015 東京都新宿区大京町31番10

電話 03-3358-6021 FAX 03-3358-6023

<http://sato-museum.la.coocan.jp> E-Mail sato-museum@nifty.com

問合せ時間 月～金曜日 AM 9:30～PM 5:00